

報告第 28 号

専決処分の報告について《公用自動車物損事故（R3.2.18 大宮町）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 21 日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第25号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年6月10日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市大宮町善王寺地内において発生した交通事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和3年2月18日、教育委員会事務局職員が京丹後市大宮町善王寺地内の市道長岡口大野線を走行中、雪でスリップしたことにより、対向車線上を走行中の相手方車両に衝突し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 384,300円

3 損害賠償の相手方 京丹後市大宮町在住 個人